

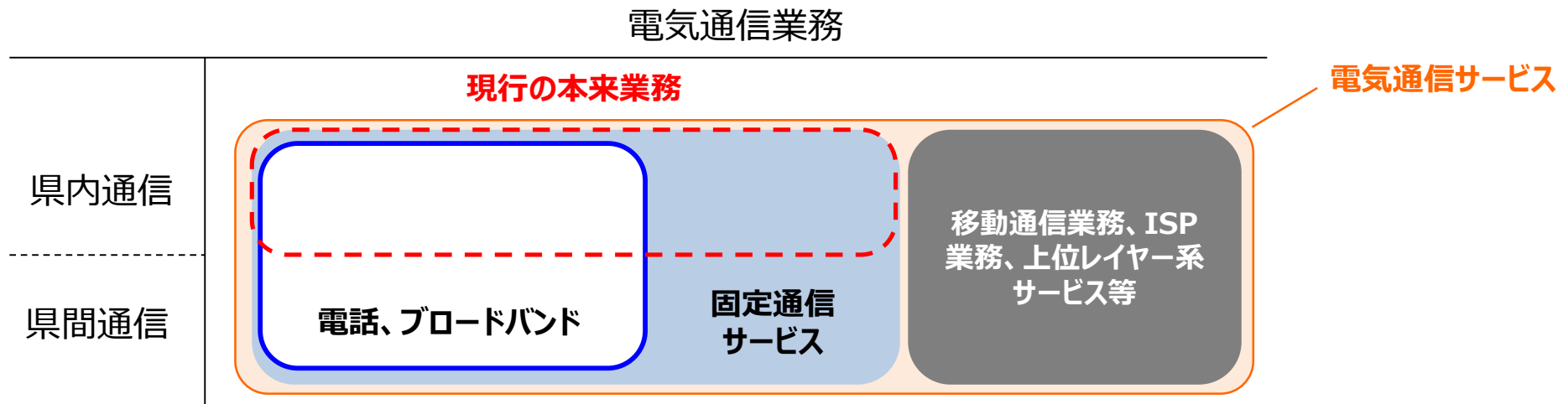


NTT東西等の業務の在り方に関する検討課題

令和6年4月23日
事務局

検討課題 1 : 県域業務規制を見直す場合、本来業務をどのような範囲にすべきか

- NTT東西について**県内通信の制約を撤廃した場合**、（他人の通信を媒介するものであれば）**幅広い電気通信業務を実施可能**となるが、**NTT東西の役割や公正競争の確保に留意しつつ**、**NTT東西が行うべき業務としての本来業務**（現在は各県内の通信業務）として、これまでの構成員・事業者等の意見を踏まえれば、**例えば、以下のようなものが考えられるが、どのような範囲にすべきか。**
 - ① 国民生活に特に重要な**電話、ブロードバンドの提供に係る業務**（当該業務に係る県間通信を含む。）を基本とする。
 - ② 全国津々浦々に線路敷設基盤を有し、それを活用して、電話、ブロードバンドに加えモバイルのエントランス回線やイーサネットサービス等を提供していることに鑑み、目的業務区域内的の**固定通信サービスの提供に係る業務**（当該業務に係る県間通信を含む。）を基本とする。
 - ③ 固定通信サービスに加え、現在、活用業務において上位レイヤー系サービス等の業務を行っていることに鑑み、目的業務区域内的の**全ての電気通信サービスの提供に係る業務**（移動通信業務・ISP業務を除く。）を基本とする。



NTT東日本の場合

	電気通信業務		非電気通信業務
下記以外の業務	県内通信	区域内通信 <small>(東日本地域)</small>	活用業務 (事前届出)
		区域外通信 <small>(西日本地域)</small>	
	県間通信	活用業務 (事前届出)	
公正競争上重要な影響を及ぼす等のため類型的に禁止される業務	移動通信業務、ISP業務等		放送業務等

※上記の本来業務、活用業務、目的業務区域外の地域電気通信業務のほか、目的達成業務がある。

県域業務規制の扱い

(公正競争WGにおける構成員等の主な意見)

- 県間通信について現状を踏まえたルールにする必要があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、**モバイル等については競争上の影響があまりにも大きく、また、モバイルを行うに当たっての重要な資産を独占している状態**にあるため、NTT東西が自ら行うことは不適切。また、**ISPは卸元でもある立場から利益相反となるため、そのままISP事業を認める緩和はできない。**(大谷構成員)

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても同様であることを踏まえれば、**旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっている。**(NTT)
- 2025年のPSTN（回線交換網）のIP網への完全移行により、マイラインが廃止されNTT東西が全国一律料金で電話を提供する時代となった場合、県内通信に限定する業務範囲規制については、**固定通信の提供範囲を東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地**がある。(KDDI)
- 特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、**業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要。**(ソフトバンク)
- NTT持株・NTT東西の**業務範囲規制等の規律**は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために**不可欠**と認識。引き続き、NTT法に定められている**業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律は継続して課すことが、公正競争の確保の観点から必要**である。(楽天モバイル)

本来業務の範囲

(公正競争WGにおける構成員等の主な意見)

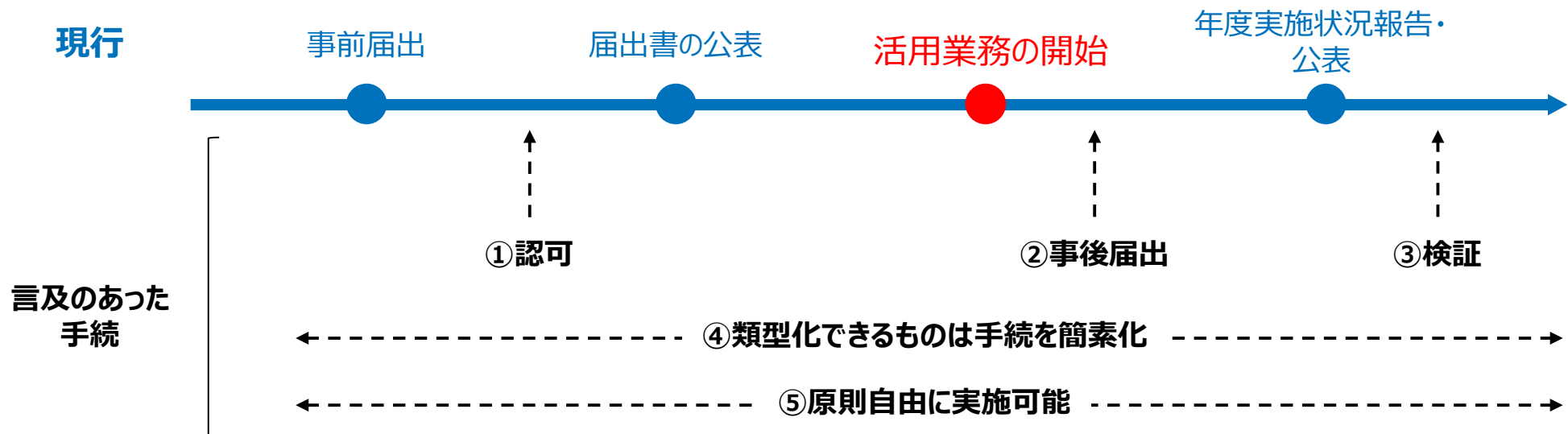
- ネットワーク構造の変化を踏まえ、**NTT東西の本来業務や活用業務の在り方について見直す**べき。(高橋構成員、林構成員)
- NTT東西の業務の見直しに当たって、**移動通信事業やISP事業等、公正競争を阻害するおそれのあるものは、通信政策特別委員会において認めるべきでない**という意見が出ており、**慎重に検討**すべき。(林構成員)
- 本来業務を義務的な業務と考えれば、**県間通信を全て本来業務として行わせなければならないのか**という点については、**議論の余地**がある。(相田構成員)
- 本来業務とは何かという**定義・外延を明確に**すべき。(林構成員)
- 東西分離については、NTT再編時の議論でも持株の下にある東西間で十分な競争は起きないのではないかとの意見があり、改めて**ヤードスティック競争について検証が必要**。(林構成員)

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対し**トータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。NTT東西として、**移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはないが**、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西のそうした**事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定**することも考えられる。(NTT)
- 「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT東西に対して、事業領域に制限をかける(=経営の自由という私権を制限)ために特殊法人として「NTT法」で規律することは必要。したがって、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、**NTT東西の事業領域規制は残すべき**であり、**ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべき**と考える。(KDDI)
- 特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、**業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要**。公正競争を確保すべく、**移動体・ISP事業等について引き続き禁止**すべき。(ソフトバンク)
- 今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。**移動通信事業やISP事業などへの業務範囲の拡大は、公正競争に重大な影響を及ぼす**ため、NTT法に定められている**業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律に基づき引き続き禁止**することが、公正競争の確保の観点から極めて必要。(楽天モバイル)
- NTTの独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと、他のサービスのバンドルは制限されるべき。特に、**移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤの事業は完全に分離**し、子会社等を経由した提供も制限すべき。(ケーブルテレビ連盟)
- 電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した**一体営業等が可能**となった場合、**光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれがある**。公正競争の確保の観点から、**NTT東西の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制**することが必要。(オプテージ)
- これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止**することが必要。禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、**慎重に検討を進める**べき。(テレサ協)
- NTT東西が自らISP事業を提供可能になると、ISP事業者が淘汰され、地域ISPが衰退するなど、公正競争や地域社会に対して深刻な影響を与えることから、**NTT東西のISP事業は今後も禁止**すべき。(JAIPA)

検討課題 2 : NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方についてどう考えるか

- **活用業務**の在り方について、構成員・事業者等からの意見や本来業務の整理を踏まえ、**どう考えるか**。
 - ① **見直しの必要性**：活用業務を見直す**必要性**はあるか。見直すこととする場合、**どのような理由**から見直すことが適当か。
 - ② **確認内容**：引き続き「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」を確認することとするか。また、行おうとする**業務の内容**（県間役務、上位レイヤー系サービス、非電気通信業務等）に応じて、**確認内容に差をつけるか否か**。
 - ③ **手続**：現在は、個別の業務ごとの**事前届出制**となっているところ、構成員・事業者等から**様々な手続**について言及があったが、**どう考えるか**。



- 活用業務は、「**本来業務（地域電気通信業務等）の円滑な遂行**」及び「**電気通信事業の公正な競争の確保**」に支障のない範囲内で行うことができる。
- 当該範囲内かどうかに関する考え方等については、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」で示されており、これに基づいて総務省において確認を行っている。

要件1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

- ① 過大な投資による財務の圧迫のおそれ
- ② 設備・職員等の過度な転用によるサービス低下のおそれ

要件2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ステップ1 「おそれの程度」の評価

- ① 地域通信市場における競争の進展状況
- ② ボトルネック設備との関連性
- ③ 他の市場支配的事業者との連携



ステップ2 「おそれの程度」に応じた講ずべき措置の評価

- ① ネットワークのオープン化
- ② ネットワーク情報の開示
- ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
- ④ 営業面でのファイアーウォール
- ⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）
- ⑥ 関連事業者の公平な取扱い
- ⑦ 実施状況等の報告

(参考)「公正な競争の確保に支障のない範囲内であること」の評価項目

ステップ1「おそれの程度」の評価

① 地域通信市場における競争の進展状況	・地域通信市場で競争が進展しているとは言い難い場合には、 独占的な地位が濫用されるおそれ が大きく、 公正競争を確保するための措置 が必要なため、当該措置によって 当該おそれが生じないことを見極める 。
② ボトルネック設備との関連性	・競争事業者が同様の業務を営む上でNTT東西のボトルネック設備への 依存度が大きい 場合には、当該ボトルネック設備等の オープン化の要請は高まる ため、 ボトルネック設備との関連性等を考慮 。
③ 他の市場支配的事業者との連携	・他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、その市場支配力が結合することにより、 競争阻害的な要素が拡大するおそれ があるため、 連携の有無を考慮 。

ステップ2「おそれの程度」に応じたNTT東西が講ずることとしている措置の評価

① ネットワークのオープン化	・ 接続ルールでカバーされない場合 も含めて、設備等が必要不可欠な場合は、 接続等の迅速性等を確保 すること。 ・ 県間伝送路を自ら構築 するときは、 料金・提供条件を作成・公表 すること。 ・ 県間のネットワーク設備等を他事業者から調達 する場合は、 調達手続の透明性・公平性を確保 すること。
② ネットワーク情報の開示	・ハード又はソフトの 技術的要件を可能な限り国際的な標準化動向と整合的に し、当該情報を 迅速かつ合理的な価格で提供 するほか、ネットワークの変更を行う場合はその 情報を事前に開示 すること。
③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保	・顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金請求等に 必要不可欠な情報 を、NTT東西と 同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用可能 とすること。
④ 営業面でのファイアウォール	・ 独占的業務等から知り得た情報等 （顧客情報等）に関する 営業面でのファイアウォールを確保 すること。 ・ 既存サービスとのバンドルサービスの提供に当たり公正競争を阻害しないための十分な措置 を講ずること。
⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）	・活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助の厳格な防止のため 会計を分離し、両者の間のコスト配分の考え方を明らかに するほか、 競争阻害的な料金でないことを客観的に検証可能 とすること。
⑥ 関連事業者の公平な取扱い	・コンテンツ提供事業者等との提携条件の公表等、 関連事業者の取扱いの公平性を確保し、透明性を高める こと。 ・ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携 を行う場合、 当該連携の概要を明らかにし、別個の設備を構築 すること等、 競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置 を講ずること。 ・競争事業者においてNTT東西の設備等が必要不可欠な場合は、活用業務を開始する時点までに 同等の条件で同種の業務の提供を可能とする等、同等性の確保のための措置 を講ずること。
⑦ 実施状況等の報告	・ 実施状況・収支状況・利用状況 について、毎年、総務大臣に 報告するとともに、公表 すること。

(公正競争WGにおける構成員等の主な意見)

- 活用業務制度については、ユニバの安定的な提供を確保するためにも要件を大幅に緩和して、経営の自由度を向上させることが重要。このため、本来業務に支障がない限り、自由に様々な事業を認めることが必要。一方で、公正競争の観点はどうなのかということについては、市場検証会議といった検証の場において、都度都度に検証機能を働かせて、公正競争にゆがみのないようにしていくということも併せて必要。(林構成員)
- NTT東西は、非電気通信事業についてワンストップでない点を不利益の1つに挙げているが、ワンストップでなくても支障のない部分はかなりある。**子会社でしか実施できないことに実質的にどのような問題があるのか。**(大谷構成員)
 - 子会社で行うことが効率的な場合もあれば、NTT東西で一気通貫して行うことが効率的な場合もある。ただ、全てを子会社化すると、間接コストも含めて全て各企業でリソースを割くことが必要になる。お客様から見ても、提案が分散されてしまうデメリットもある。そのため、**両方の選択肢を設けて柔軟に対応**できるようにしてほしい。(NTT)
 - 公正競争確保の観点から、**グループ内の他の会社で事業を行えばよく**、また、適切かつ安定的な**電気通信役務の提供がおざなりになる**ことを懸念。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **NTT東西が非電気通信業務を行うことについて、どう考えているか。**(大橋主査代理)
 - **業務範囲規制は、NTT東西は特別な資産を保有しているため、公正競争の観点で必要。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **現行制度においても、子会社を通して地域電気通信業務以外の業務を実施することは可能。NTTは現状のデメリットとしてワンストップでサービス提供できないことを挙げているが、説得力に欠ける。**(林構成員)
- JAIPAの発表について、地域ISPにしかできないことがあるというのは、まさに**地域ISPの存在価値**であり、それを理由としてNTTを規制すべきということには直接つながらない。(大橋主査代理)
- 地域課題の解決には地域の事業者がきめ細やかに対応しており、ある程度の参入障壁ができていると思うが、NTTの活用業務が自由化された場合に、NTTが簡単に席卷することになるのか。(高橋構成員)
 - **NTT東西のブランドは強く、業務範囲の拡大は脅威。**(テレサ協)
- **「本来業務への支障」と「公正競争への支障」がないという要件の2本柱は堅持すべき。**現行の事前届出は厳格に運用されているが、スピード感のある活用業務の提供に支障があるのであれば、スピードアップを図ることも一案。事前届出によって今まで許容されてきた範囲の類型化が可能であれば、それについては活用業務として認めることはある。(大谷構成員)
- 活用業務は、**本来業務に支障のない限り実施可能**とし、**事前規制から事後検証に転換し、市場検証会議等でモニタリングしてはどうか。**この点について、**非電気通信市場についても市場画定を行った上で検証を行うべきではないか。**また、**検証の場については、法令上の根拠を与えておくべき。**(林構成員)
- 活用業務について、**事前規制ではなく事後検証という林構成員の考え方に賛同。**(大橋主査代理)
- 活用業務について、現行制度では、いわゆる公正競争に関する要件を確認しており、**事後検証とするのであれば、しっかりとした担保が求められる。**(西村(暢)構成員)

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が**電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。地域や企業から寄せられる要望に対し、NTT東西は一元的な対応を実施することができず、現状は子会社等を交え個別にサービス提供をせざるを得ない。会社が分かれることにより、お客様にとって手続き・対応等が煩雑となり、利用者の利便性が低下している。(NTT)
- 地域課題へのトータルソリューションはそれぞれの領域において競争力を発揮している事業者との連携等を通じて提供されていることが一般的であり、**必ずしもNTT東西において実施する必要はない**。NTTは900社を超えるグループ会社を有し、資本関係のないビジネスパートナーとの連携を含めて**何ら制約なくソリューションビジネスを展開することは可能**。(KDDI)
- **業務拡大に伴い、地域電気通信業務が疎かになる懸念**があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要。加えて、本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障がなくてはならず、**法的な担保措置の維持・強化が必要**。(ソフトバンク)
- 今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの**独占性・巨大性を拡張を抑止**することが、**公正競争の確保のため不可欠**。この観点に鑑み、NTT東西の業務は本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務と同様に、**活用業務においても現状通りその実施が限定されるべき**。(楽天モバイル)
- 現在の活用業務は「本来業務のための設備・技術・職員を活用し」、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可能と規定。地域課題に対するトータルソリューションの提供等、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務は、**活用業務に該当すると認識しており、本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべき**であり、**範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要**。(オプテージ)
- 本来業務とユニバーサルサービスとは関係が深く、**本来業務の安定的な提供は、本来ユニバーサルサービスの話**であり、活用業務で確保した資金を本来業務に充当するのは、議論として違うのではないか。(KDDI)
- NTTの収益面における部分を理由に何か事業範囲の拡大を考えるべきという話であるとすれば、**第1号基礎的電気通信役務の収支ではなく、光IPやフレッツ光を含む指定電気通信役務の収支を参照すべき**。(ソフトバンク)
- 行為規制について事後検証にすることはあり得るが、**合併や事業の統合等を禁止するといった構造的な話は事後的な是正が困難**であり、**事前/事後規制と行為/構造規制の関係は丁寧に議論すべき**。(KDDI)
- **活用業務は、本来業務や公正競争に支障が生じない範囲に限定されるなどの制約があることを踏まえ、より自由に実施可能とすべきではない**。より自由に実施可能とする場合、どのような要件を課すか等の慎重な議論が必要。(テレサ協)
- 活用業務は、**本来業務や公正競争の確保に影響を及ぼさないことが大前提**であり、NTT東西が強大なブランド力で展開すると、地域の市場を席卷し、地域人材の流出や地域経済の空洞化につながる点は留意が必要であることから、**活用業務の判断は厳格に行われるべき**。(JAIPA)